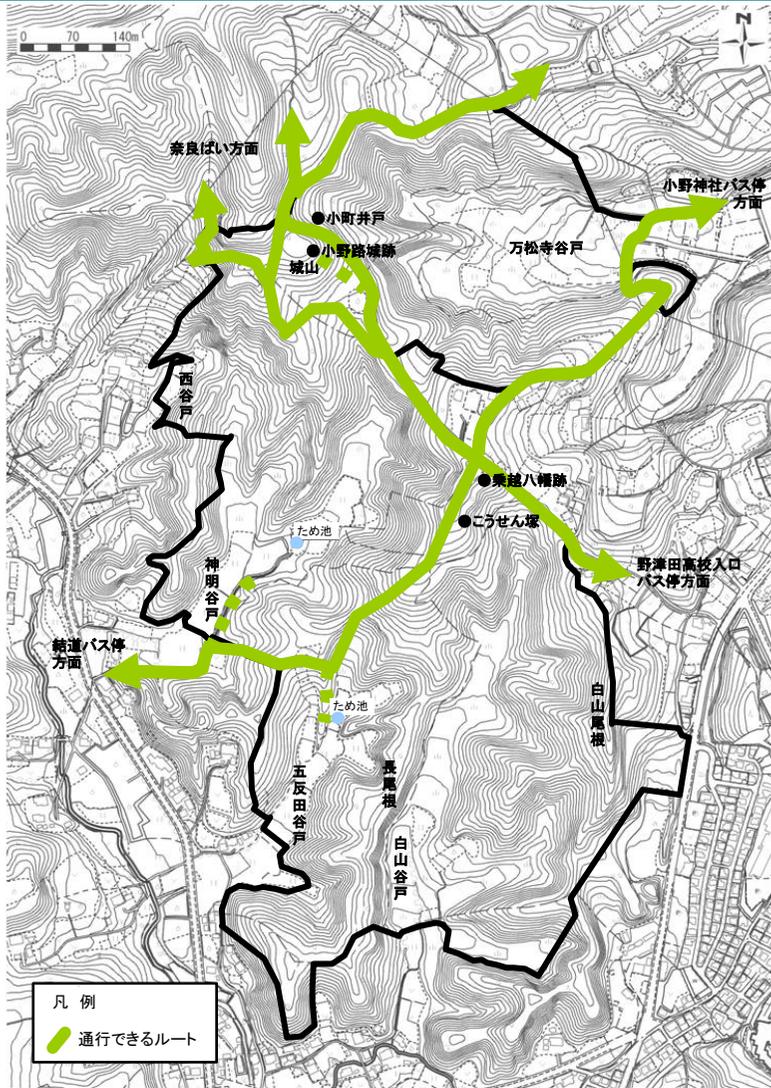


◆ 図師小野路歴史環境保全地域の自然観察路



ここは「図師小野路歴史環境保全地域」です

① 保全地域とは

「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林地などを区域指定し、その保護と回復を図ることで、次世代に引き継いでいくための制度です。

平成22年6月現在、47箇所（約748ヘクタール）の保全地域を指定しています。

② 図師小野路歴史環境保全地域について

指 定 日：昭和53年4月30日 8番目の保全地域

面 積：366,056㎡

特 色：①なだらかな丘陵地で、多くの歴史的遺産とともに良好な自然地を形成する。

②ほぼ全域に広がるコナラ林、入り組んだ谷戸の水田、常緑樹林など多摩丘陵の典型的な景観を示す。

管 理：所有地では、町田歴環管理組合に植生管理を委託し、伝統的手法による里山の管理を行っています。



③ 散策にあたっての注意

保全地域は、公園と異なりレクリエーションを目的とする場ではありません。散策にあたっては、保全の主旨をよく理解し、行動しましょう。また、地域内には個人の土地や、耕作地などもありますので、観察路以外への立ち入りはできません。

保全地域に関する問い合わせ先：
 東京都環境局自然環境部緑環境課保全係 03-5388-3555
 ホームページ：<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sizen/>

◆ 保全地域での活動について

- 保全地域は、自然環境を損なわない限りにおいて、ボランティア活動や環境学習の場として保全地域を都民の方々に活用していただくことができます。

しかし、その方法をあやまると、かけがえのない自然環境を失うおそれもあります。そこで、保全地域内で行なわれる活動が、自然の維持回復に役立ち、そして安全に円滑に行われるように、活用の手続きを定めています。

- 保全地域における適切な活用を実現するため、活用形態を次の3種類に分けています。

- ① 緑地保全 良好な自然環境を保全するために、樹林地の下草刈り、枝払い、枯損木伐採などの作業を継続的に行う活動
- ② 調査研究 保全地域に生息する生物や自然環境等の調査や研究を行う活動で、研究結果が保全地域の自然環境の向上に役立つもの
- ③ 自然体験 保全地域で行なう、学校教育や社会教育、団体で行なう自然観察やウォーキング、普及啓発イベント、単発的な作業などの自然体験活動

- 保全地域の活用にあたっては、下記窓口への手続きが必要になります。

保全地域での活動に関する問い合わせ先：
東京都多摩環境事務所自然環境課保全係 042-523-3171(代)
ホームページ：
<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sizen/katuyo/katuyo.htm>

◆ 保全のための行為の規制について

- 保全地域内では、公有地・私有地を問わず、次に掲げる行為が制限されています。
 - ・ 建築物や工作物の新築・改築・増築
 - ・ 宅地の造成や土地の開墾などの、土地の形質変更
 - ・ 鉱物掘採や土石採取
 - ・ 水面の埋立や干拓
 - ・ 木竹の伐採
 - ・ 車の乗り入れ など
- 土地の買入れ制度があり、土地の所有者から買入れの申出があった場合は東京都が時価により買入れます。

◆ さまざまな主体による保全

保全地域では、良好な自然を保護・回復していくため、様々な主体と連携・協働し保全活動に取り組んでいます。

◆ 都民等との協働

30の保全地域で27のボランティア団体が活動しています。

◆ 企業・NPO等との連携【東京グリーンシップ・アクション】

NPO等による運営の下、企業の社員の方等に社会貢献活動を行っていただいています。

◆ 大学等との連携【東京グリーン・キャンパス・プログラム】

大学生のみなさんに緑地保全活動に参加してもらうことで、緑の保全に対する関心の喚起や行動力の醸成を促す取組です。

